

(十四) 勝利中の解雇者四十名に対する特別手当金五千円を規定、手当以外に支給する事

〔決定〕支給ス

(十五) 罷業中の日給全額を支給する事
〔決定〕三割ヲ支給ス

右ノ通り勝利に解決致しました故御礼書報告致します。

大正百二十五年十一月廿六日 東京亞細鐵金株式会社議園本部

日本労働總同盟東京鐵工組合

大島第一支部

各支部御幸

勞秘第二五四二號

大正十四年十一月廿六日

警視監太田政弘

但存照會及付
其一為該事

内務大臣若槻禮次郎殿

東京警備司令官殿

社會局長官長岡隆一郎殿

憲兵司令官殿

京都大阪兵庫愛知神奈川

福岡各府縣長官殿

東京地方裁判所檢事正殿

14.11.30
15.2